東京大学外国人留学生支援基金奨学金支給要項
 
 
令和
５
年
３
月２８
日
 
奨学厚生担当理事裁定
 
 （目的）
 
第１条
 この要項は、東京大学外国人留学生支援基金規則第３条第１項第１号に規定する

て担当理事に推薦するものとする。
 
 （受給者の決定）
 
第７条
 担当理事は、前条の規定により推薦された者について、学生委員会の選考を経て、
受給者を決定する。
 
２
 担当理事は、受給者を決定したときは、所属研究科長を通じて、本人に通知する。
 
 
（奨学金の支給期間）
 
第８条
 奨学金の支給期間は、原則として、受給者として決定した年度の４月から翌年の
３月まで、または１０月から翌年の３月までとする。奨学金支給期間の延長は、原則と
して、認めないものとする。
 
 （奨学金の支給方法）
 
第９条
 奨学金は、受給者の請求に基づき、原則として、毎月、受給者の指定する金融機
関の口座に振り込むものとする。
 
 （受給者の異動）
 
第１０条
 所属研究科長は、受給者が次の各号のいずれかに該当する場合は、速やかに
担
当理事に届け出なければならない。
 
 (1)
 休学又は長期欠席したとき。
 
 (2)
 留学又は退学したとき。
 
 (3)
 その他、受給者としての資格を失ったとき。
 
 （奨学金の支給停止及び解除）
 
第１１条
 担当理事は、受給者が前条第１号に該当するときは、奨学金の支給を停止する
ことができるものとする。
 
２
 担当理事は、前項の規定により奨学金の支給を停止された者について、その理由が止
んだ場合には、奨学金の支給の停止を解除することができるものとする。
 
 
（奨学金の支給打切り）
 
第１２条
 担当理事は、受給者が、次の各号のいずれかに該当する場合には、奨学金の支
給を打切ることができるものとする。
 
 (1)
 虚偽の申請その他不正な手段により奨学金の支給を受けたとき。
 
 (2)
 第１０条第２号に該当するとき。
 
 (3)
 第１０条第３号に該当するとき。

（奨学金の返納）
 
第１３条
 担当理事は、前条各号の事由が生じたときは、既に支給した奨学金の全部又は
一部を返納させることができるものとする。
 
 （奨学金の辞退）
 
第１４条
 受給者は、所属研究科長を通じ、奨学金の支給を辞退することができる。
 
 （実施細則）
 
第１５条
 この要項に定めるもののほか、この奨学金の支給に関し必要な事項は、別に定める。
 附 則 
１．この要項は、令和５年
４
月
１日から実施する。
 
２．「東京大学外国人留学生支援基金奨学金支給要項（平成３０年６月２６日グローバルキ
ャンパス推進本部長決裁）」は、廃止する。